

協定締結希望者募集に係る掲示

平成27年度から29年度に実施する事故車・故障車等の排除業務等（以下「排除業務等」という。）について、次のとおり協定締結を希望する者（以下「協定締結希望者」という。）を募集します。

首都高速道路株式会社
保全・交通部 交通・システム室長
池谷 勝之

1 掲示日

平成27年11月20日（金）

2 弊社における協定締結の名義人

首都高速道路株式会社 代表取締役社長 菅原 秀夫

3 業務内容等

(1) 業務内容

- ① 首都高速道路上における事故車・故障車等の排除業務。
- ② 首都高速道路上における事故車・故障車等の修理業務。
- ③ ①及び②に掲げる業務に附帯する業務。

(2) 業務実施区域

首都高速道路株式会社東京西局、東京東局及び神奈川管理局が（以下これらを合わせて「3局」という。）が管理する各区域又は首都高速道路全域。

(3) 排除業務等の区分

（3局の所掌する各区域を実施区域とする業務）

- ① 小型車（車両総重量がおおむね3 t未満の車両をいう。以下同じ。）に係る排除業務等。
- ② 大型車（車両総重量がおおむね3 t以上2.5 t未満の車両をいう。以下同じ。）に係る排除業務等。
（首都高速道路全域を実施区域とする業務）
- ③ 超大型車（車両総重量がおおむね2.5 t以上の車両をいう。以下同じ。）に係る排除業務等。
- ④ 特殊タイヤ（別表1）の応急修理又は交換を対象とする業務。

別表1

	タイヤ幅	区分	扁平率	ホイール径
①	235mm	ラジアル	70%	17.5インチ
②	235mm	ラジアル	75%	17.5インチ
③	255mm	ラジアル	70%	22.5インチ
④	265mm	ラジアル	60%	22.5インチ
⑤	315mm	ラジアル	80%	22.5インチ
⑥	295mm	ラジアル	80%	22.5インチ
⑦	295mm	ラジアル	70%	22.5インチ
⑧	265mm	ラジアル	60%	19.5インチ

(4) 協定期間

協定締結日から平成30年3月31日まで

4 協定締結希望者に必要な資格

(1) 次の①から④までに掲げる者でないこと。

- ① 法令により必要とされる排除業務等の実施に必要な資格を有しない者
- ② 経営状況が著しく不健全であると認められる者（個人の場合は、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を含む。）
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者（法人である場合においては役員又は事業所等の代表者、個人である場合においてはその者又は事業所等の代表者）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる者
- ⑤ 次のイからトまでの一に該当すると認められる場合において、その事実があった後3年を経過していない者（これを使用人として使用する者についても同様とする。）

- イ 排除業務等の実施に当たり、故意に業務を粗雑にした者
- ロ 公正な公募を妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者
- ハ 公募により選定された者が弊社と協定を締結すること又は協定締結者が排除業務等を実施することを妨げた者
- ニ 首都高速道路上での排除業務等の実施に当たり、弊社の社員又はその命を受けた者の職務の執行を妨げ、又はその指示に従わなかった者
- ホ 弊社と協定を締結した実績を有する者で、協定締結期間中に正当な理由なくして排除業務等を実施しなかった者
- ヘ 弊社に提出した書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者
- ト イからへまでの一に該当する事実があった後3年を経過していない者を排除業務等の実施に当たり、使用人として使用した者

(2) 法人格を有する者又は個人とし、次の①に掲げる要件のほか、小型車の排除業務等に係る協定締結希望者にあつては②に掲げる要件を、大型車の排除業務等に係る協定締結希望者にあつては③に掲げる要件を、超大型車の排除業務等に係る協定締結希望者にあつては④又は⑤に掲げる要件を、特殊タイヤ交換業務等に係る協定締結希望者にあつては⑥に掲げる要件をそれぞれ具備していること。

① 共通要件

- イ 排除業務等に係る料金表を具備し、かつ、明示し、その内容が公正妥当なものであること。
- ロ 24時間365日の出動体制が確保されていること。
- ハ 安全対策に取り組んでいること。
- ニ 社会的信用性を保持していること。

② 小型車排除業務等要件

- イ 出動する基地（以下「申請事業所」という。）から協定締結希望者が排除業務等の実施を希望する実施区域内（以下「実施希望区域内」という。）の最寄り入口までの距離がおおむね10km以内又は最寄り入口までの所要時間がおおむね30分以内であること。
- ロ 排除業務等に使用する車両には、安全対策資機材（カラーコーン、発煙筒等）を具備していること。
- ハ 排除業務等に出動する要員を2名以上確保し、整備士免許及びその他の法令により必要とされる資格を有していること。
- ニ 小型車を確実に排除することができる車両を2台以上基地に配置していること。
- ホ (2)に規定する車両のうち事故車・故障車等を積載することにより排除が可能な車両（以下「運

搬車」という。)を配置している場合は、法令により必要とされる手続を経ていること。

へ 小型車又は大型車に係る排除業務等の経験を首都高速道路の存する都県において過去連続して3年以上有していること。

③ 大型車排除業務等要件

イ 申請事業所から実施希望区域内の最寄り入口までの距離がおおむね10km以内又は最寄り入口までの所要時間がおおむね30分以内であること。

ロ 排除業務等に使用する車両には、安全対策資機材(カラーコーン、発煙筒等)を具備していること。

ハ 排除業務等に出動する要員を3名以上確保し、クレーン免許及び整備士免許並びにその他の法令により必要とされる資格を有していること。

ニ 次に掲げる車両のうち少なくとも1台を含め、大型車を確実に排除することができる車両を2台以上基地に配置していること。

(i) クレーン吊上げ能力10t以上の車両

(ii) アンダーリフト吊上げ能力10t以上の車両

(iii) ウインチ巻上げ能力10t以上の車両

ホ ニに規定する車両のうちに運搬車を配置している場合は、法令により必要とされる手続を経ていること。

へ 大型車に係る排除業務等の経験を首都高速道路の存する都県において過去連続して3年以上有していること。

④ 超大型車排除業務等(引き起こし)要件

イ 排除業務等に出動する要員を3名以上確保し、移動式クレーン免許その他の法令により必要とされる資格を有していること。

ロ 超大型車の引き起こしに必要となる特殊車両を基地に配置していること。

ハ 超大型車排除業務等に必要となる資機材(玉掛け用ワイヤー、フック等)を常時保有していること。

⑤ 超大型車排除業務等(運搬)要件

イ 排除業務等に出動する要員を3名以上確保し、牽引免許及びその他の法令により必要とされる資格を有していること。

ロ 超大型車排除業務等に必要となる特殊車両(地上高700mm以下、荷台の長さ:6,500mm以上、最大積載量:25トン以上の車両)を基地に配置していること。

⑥ 特殊タイヤ交換業務等要件

イ 特殊タイヤの交換業務等に必要となる車両を1台以上基地に配置していること。

ロ 特殊タイヤを常時在庫保有していること。

ハ 特殊タイヤの交換業務等に必要となる資機材を常時保有していること。

5 留意事項

(1) 排除業務等の実施は、原則として事故等当事者の要請に基づくものである。

(2) 排除業務等は原則として協定締結者とお客様との直接交渉となるため、排除業務等に当たってお客様とのトラブル、現場で排除業務等を実施すべき事故車等が発見できない場合の費用等について、弊社は関与しない。

(3) 原則として事故車等の位置、状況、協定締結者の申請事業所の所在地等を勘案し、当該事故車等の

排除にあたって迅速な作業が可能であり、かつ当該排除作業現場に最も早く到着が可能な協定締結者に出勤要請を行うこととなるため、本協定は、各協定締結者に対し出勤を約束するものではなく、出勤要請の多寡について弊社が保障するものではない。

6 申請までの手続

(1) 申請書の交付

弊社所定の協定締結資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、協定締結希望者に無料で交付する。

① 期 間

随時(年末年始、土・日・祝日を除く。)

② 時 間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

③ 場 所

12に掲げる担当課

(2) 申請書の提出

協定締結希望者は、申請書に7に掲げる書類を添付し、協定締結資格認定通知書又は協定締結資格非認定通知書を郵送するための郵便切手を貼った指定の封筒とともに、小型車の排除業務等は青色のフラットファイル、大型車の排除業務等は黄色のフラットファイル、超大型車の排除及び特殊タイヤ交換業務等は桃色のフラットファイルにそれぞれ綴り、持参により提出すること。この場合において、提出書類はすべてA4判とすること。

なお、超大型車の排除業務及び特殊タイヤ交換業務については「ホ」の添付を必要としない。

7 添付書類

- イ 商業登記簿謄本（全部事項証明書）又はその写し（協定締結希望者が法人の場合。証明年月日が申請日の3か月以内のもの。）
- ロ 身元証明書又はその写し（協定締結希望者が個人の場合。証明年月日が申請日の3か月以内のもの。）
- ハ 財務諸表類（申請日の直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表）（協定締結希望者が個人である場合はこれに準じた書類）
- ニ 納税証明書又はその写し（法人税（協定締結希望者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税。証明年月日が申請日の3か月以内のもの。）
- ホ 排除業務等経歴書（排除業務等の実績を証明できる書類等がある場合は、その写し（公的機関等との契約書の写し、提出書類の写し等））
- へ 自社料金表及び料金試算表（超大型排除業務及び特殊タイヤ交換業務にあつては、自社料金表）
- ト 排除業務等に使用する車両の写真（排除能力及び車両番号の判別が可能なもの）
- チ 排除業務等に使用する車両の車検証の写し（当該車検証の名義が協定締結希望者と異なる場合には、使用権利を証明できる書類（リース契約書の写し等）
- リ 排除業務等に使用する車両の改造自動車届出書の写し又はレッカー車吊上げ能力証明書
- ヌ 排除業務等従事者の運転免許証の写し
- ル 協定締結希望者及び排除業務等従事者が排除業務等に関する資格等（クレーン免許、整備士免許等）を有する場合には、その資格等の証明書等の写し
- ヲ 協定締結希望者の業務概要書又はこれに類する書類（パンフレット等）
- ワ 申請事業所から実施希望区域内の最寄り入口までの地図（縮尺10,000分の1程度）の写し（排除車両保管場所がある場合は、その位置についても明示すること。）
- カ 安全対策に対する取組状況（外部講習会資料、社内研修資料、作業マニュアル等）

8 資格審査の結果

協定締結希望者には、資格審査の結果を文書（協定締結資格認定通知書又は協定締結資格非認定通知書）により通知（郵送）する。

9 資格の有効期間及び更新手続

協定締結資格の有効期間は、3(4)に定める期間とする。

10 協定締結資格認定者としての選定結果の掲示先

首都高速道路株式会社東京西局、東京東局及び神奈川管理局において掲示するものとする。

11 その他

詳細は申請書とともに配布する協定締結資格審査申請書等作成の手引きによる。

1 2 説明会参加申込及び問い合わせの窓口

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号（日土地ビル5階）

首都高速道路株式会社 保全・交通部 交通・システム室交通管理課

TEL. 03-3539-9491（直通）

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目16番3号

首都高速道路株式会社 東京西局交通管理課

TEL. 03-3264-9099（直通）

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町43番5

首都高速道路株式会社 東京東局交通管理課

TEL. 03-5640-4838（直通）

〒221-0044 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川1丁目3番4号

首都高速道路株式会社 神奈川管理局交通管理課

TEL. 045-451-7922（直通）